

保険医療機関における院内掲示

厚生労働大臣の定める掲示事項（令和８年６月１日現在）

○管理者氏名及び診療に従事する医師に関する事項

１．管理者氏名

院長 近江 三喜男

２．診療に従事する医師

・近江 三喜男 ・非常勤医師（１９名）

○標榜する科目及び許可病床数に関する事項

１．標榜する科目

内科 人口透析内科

２．許可病床数

１９床（一般病床１９床）

○診療日・診療時間及び休診日に関する事項

１．診療日・診療時間

月曜日～木曜日 午前 ８：３０～１２：００

午後 １３：３０～１８：００ （９：００～１５：３０ 予約診療のみ）

１５：３０～１８：００（予約不要）（受付は１７：４５まで）

金曜日・土曜日 午前 ８：３０～１２：００

午後 １３：３０～１７：００（透析診療のみ）

２．休診日

日曜日・祝日

○届出等に関する事項

当院は東北厚生局に下記の届出をおこなっております。

１）基本診療料の施設基準等に係る届出

- ・時間外対応体制加算 １
- ・継続的に賃上げに係る取組を実施している保険医療機関の基準
- ・有床診療所入院基本料 １
- ・有床診療所急性期患者支援病床初期加算
- ・有床診療所在宅患者支援病床初期加算
- ・夜間緊急体制確保加算
- ・看護配置加算 １
- ・夜間看護配置加算 ２

- ・看護補助配置加算 1
- ・看取り加算
- ・栄養管理実施加算

2) 特掲診療料の施設基準等に係る届出

- ・人工腎臓 慢性維持透析を行った場合 1
- ・透析液水質確保加算
- ・慢性維持透析濾過加算
- ・外来・在宅ベースアップ評価料 (1)
- ・入院ベースアップ評価料 6 4

3) 入院時食事療養費 (1)

○時間外対応体制加算 1 について

当院では継続的に受診している患者様からの電話等による問い合わせに対し、常時対応できる体制を整えております。時間外における電話でのお問い合わせは (0192-53-1721) におかけください。* 緊急を要さない問い合わせに関しては、診療時間内にお問い合わせください。

○入院基本料について

当院には看護職員が 10 名以上勤務しています。うち看護師が 3 名以上、看護補助者の数が 2 名以上勤務して

おります。夜間に看護職員が 1 名勤務しております。

○夜間緊急体制確保加算

夜間病状急変時には当番制により、医師の呼び出し対応をしております。

○栄養管理実施加算

当院には管理栄養士が 1 名勤務しており、入院患者様ごとの栄養管理計画を作成しております。

○食事療養について

当院では、入院時食事療養 (I) の届出をおこなっており、食事の提供は管理栄養士によって管理された食事を適時 (夕食については午後 6 時以降) 適温で提供しております。

一般 (70 歳未満)	70 歳以上の高齢者	標準負担額 (1 食あたり)	
一般 (下記以外)	一般 (下記以外)	550 円 (例外) 指定難病患者等	330 円
低所得者 (住民税非課税)	低所得者 II	過去 1 年間の入院期間が 90 日以内	270 円
		過去 1 年間の入院期間が 90 日超	220 円

該当なし	低所得者Ⅰ	130円
------	-------	------

○保険外負担について

□ おむつ類	尿取パット	1枚につき	22円
	尿取パット（長時間用）	1枚につき	33円
	尿取パット（夜用）	1枚につき	55円
	紙オムツ	1枚につき	110円
	紙オムツ（パンツ型）	1枚につき	110円
	紙オムツ（パンツ型・大）	1枚につき	150円
□ 理髪代		1回につき	2,310円
□ 文書料	診断書（簡易なもの）	1通につき	2,200円
	診断書（複雑なもの）	1通につき	5,500円
	入院診断書	1通につき	5,500円
	死亡診断書	1通につき	4,400円
	年金診断書	1通につき	6,600円
	身体障害者申請診断書	1通につき	8,800円
	証明書（及び診断書写し）	1通につき	1,100円
	証明書（簡易なもの）	1通につき	550円
□ 死体処置代			3,300円
□ 食事代	朝食	1食につき	480円
	昼食	1食につき	550円
	夕食	1食につき	550円
□ 洗濯代	靴下、手袋、タオル、手ぬぐい他	1枚につき	11円
	バスタオル、下着等	1枚につき	66円
	上着、パジャマ（下）他	1枚につき	110円
	シーツ、防水シーツ、包布、他	1枚につき	132円
	セーター、タオルケット 浴衣他	1枚につき	275円

○生活習慣病管理料Ⅱについて

当院では、糖尿病・高血圧・高脂血症（脂質異常症）いずれかを治療している患者様に対して生活習慣病療養計画書を作成して治療をおこなっております。

* 当診療所では患者様の状態に応じ、28日以上長期処方を行うこと、リフィル処方せんを発行することのいずれの対応も可能となっております。（対応可能かは病状に応じて担当医が判断致します。）

○明細書発行体制加算について

当院では医療の透明化や患者様への情報提供を積極的に推進していく観点から、領収書の発行の際に個別の診療報酬の算定項目の分かる明細書を無料で発行しております。

○一般名処方加算について

当院では、後発医薬品の使用促進を図るとともに、医薬品の安定供給に向けた取り組みなどを実施しています。後発医薬品のある医薬品について、特定の商品名ではなく、医薬品の有効成分をもとにした「一般名処方」を行っております。「一般名処方」により、医薬品の供給不足が生じた場合であっても必要なお薬が提供しやすくなります。

○夜間早朝等加算について

当院は平日午後6時以降、土曜日正午以降の時間帯に受付された患者様は診療時間内であっても夜間・早朝等加算（50点）が初・再診に加算されます。ご了承ください。

○長期収載品（後発医薬品のある先発医薬品）の選定療養について

長期収載品の選定療養とは令和6年の診療報酬改定により令和6年10月1日から導入された制度です。

令和8年6月1日から後発医薬品（ジェネリック医薬品）があるお薬で外来において患者様の希望で先発医薬品

（長期収載品）を処方した場合、その差額の1/2を選定療養費として患者さんにご負担していただく仕組みです。

* 選定療養は保険給付ではないため、公費も適用にはなりません。

* 選定療養費のお支払いは、院外処方の場合は調剤薬局、院内処方の場合は当院となります。

* 長期収載品とは、後発医薬品が市場に流通してから5年を経過したもの、又は後発医薬品への置き換えの

割合が50%以上のものなど要件にあった品目です。